

[illegible]

注 1 専用使用（狭小道路専用使用及び衛星通信専用使用を除く。）について記載すること。
 注 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別表とする。
 注 3 広域方式の電線事業（電気及び多用途）ごとに別表とする。
 注 4 品目ごとに別表とする。
 注 5 特定の電線事業の種類（電気設備の種類）と接続される箇箇について、当該箇箇所を利用する者の所在する都道府県間で設定されるものとして記載すること。新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 注 6 標準品目表については、別表一再掲すること。
 注 7 標準品目表の欄に示す品目と標準品目表の品目とを異にする場合は、日本電気標準品目表コードの番号の順序によること。
 注 8 記載する都道府県別の欄に「広域」及び「偏在」を適宜記載すること。
 注 9 用紙の大きさは、日本電気規格 A4 用紙とする。